（職員の任免及び配属）
第５条　職員は、すべて会長がこれを任免する。
２　事務局に、事務局長１名を置く。事務局長の任免は、理事会の同意を要する。
３　各本部に、本部長１名を置く。
４　各部に、部長１名を置き、必要に応じて、審議役、部部長、副部長、次長を置くことができる。
５　貸金業相談・紛争解決センターに、センター長１名を置く。
６　資格試験センターに、センター長１名を置く。
７　各室・課に、室・課長１名を置き、必要な人数の職員を配属する。
８　各室・課に、必要に応じて、課課長、課長補佐、調査役、推進役を置くことができる。
９　第７項の職員の中から係長、主任を命じることができる。
10　必要に応じて、嘱託を置くことができる。
（事務局長の職務）
第６条　事務局長は会長、副会長、専務理事及び常任理事の指揮の下に、事務局を総括し、その事務を掌理する。
（部長、センター長、室長、部部長、副部長、次長、課長の職務）
第７条　部長又はセンター長は、事務局長の命を受けて、その部又はセンターに置かれた室長、部部長、副部長、次長又は課長に対する指揮監督を通じ、その部又はセンターの事務を掌理する。ただし、内部監査室長については、この限りでない。
２　室長、部部長、副部長又は次長は、部長又はセンター長を補佐し、部長又はセンター長が欠けたときはその職務を代行する。
３　課長は、部長、センター長、室長、部部長、副部長又は次長の命を受けて、その所属の課の職員を指揮監督する。
（指示・報告・連絡・相談等）
第８条　職務上の指示、報告及び連絡は、原則として組織上の系統に従い、明確かつ適時になされなければならない。
２　職員は、報告、連絡、相談、提案、確認等の活発なコミュニケーションを通じて、相互の意思の疎通と連携に努め、職務の適正かつ円滑な遂行を図らなければならない。

第３章　運営

（会議）
第９条　事務局長、部長、センター長、室長、部部長、副部長、次長及び課長は、定期又は随時に関係職員の会議（ミーティング）を開いて、必要な指示を行い、又は意見若しくは情報の交換を図り、自由闊達な議論の場を設けるものとする。
（他の部署との協議）
第10条　他の部署の業務に関係する事務は、当該関係部署との協議を経て遂行しなければならない。
（就業規則）
第11条　職員の就業に関する規則は別に定める。
（文書等取扱規程）
第12条　文書等の取扱いに関する規程は別に定める。
（会計）
第13条　会計処理については経理規則を別に定める。
（事務所の管理）
第14条　事務所の管理については日誌を作成し、解錠又は施錠をした者が、所定の事項を記帳するものとする。
２　事務所における防火、防災その他の安全管理については、別に定める規程に従うものとする。
（事務所の環境衛生）
第15条　事務局は、事務所が職員等の健康に配慮した清潔かつ快適な職場となるよう努めなければならない。
（細則）
第16条　この規則に定めるもののほか事務局の事務運営に関して必要な細則は、会長がこれを定める。

附　則

この規則は、平成19年12月19日から施行する。

附　則

この規則は、平成20年５月１日から改正施行する。
（20. 4.25　第３回理事会決議）
・　第３条の２を新設
・　第５条第１項に「等」を追加、同条同項の八第２号に「の実施、分析及び評価」を追加、同条同項の九第１号の「年度計画の策定」を「企画、立案及び管理」に変更、同条同項の十第１号に「、分析及び評価」を追加、同条同項の十第２号の「規律委員会への上申に関すること」を「監査結果の行政官庁との連絡調整に関すること」に変更、同条同項の十第３号を削除
・　第５条第１項の十八を新設

附　則

この規則は、平成20年７月１日から改正施行する。
（20. 6.17　第５回理事会決議）
・　第３条第１項の一に「総務企画部」を新設、管理部以降を順次繰り下げ
・　第５条第１項に「部」を追加、同条同項の一に総務企画部の事務分掌を規定（これまで管理部総務課、人事課及び経理課所掌の事務（一部）を含む。このため、順次繰り上げ又は繰り下げ）、総務課以降を順次繰り下げ
・　第５条第１項の二第４号の「統制管理」を「取扱」に変更、二第13号を第９号に、「業務書式、白書等の販売に関すること」を「印刷物、出版物等の販売管理に関すること」に変更、二第11号に「防災・防犯に関すること」を追加、二第12号に「反社会的勢力への対応に関すること」を追加、二第14号に「総務企画部所掌業務の補佐に関すること」を追加［第14号については、人事課及び経理課も同様］
・　第５条第１項の三第６号を第５号に、「賞罰に関すること」を「賞罰委員会事務局に関すること」に変更、三第７号に「保健衛生及び衛生委員会事務局に関すること」を追加
・　第５条第１項の六第２号の「広告審査委員会」を「広告審査小委員会」に変更
・　第５条第１項の十二第４号に「研修用テキストの作成に関すること」を追加
・　第５条第１項の十三第５号に「下記のものの受理に基づく協会員情報の維持管理に関すること　①定款に基づく営業及び財産に係る報告　②定款施行規則に基づく登録事項の変更に係る届出」を追加、十三第６号に「協会員との交流に関すること」を追加、十三第７号に「業務用書式等会員向け提供物に関すること」を追加、十三第８号に「協会会費の請求・督促に関すること」を追加
・　第５条第１項の十六第４号に「協議会の運営に関すること」を追加
・　第５条第１項の十八第３号の「クレジットカウンセリング協会」を「㈶日本クレジットカウンセリング協会」に変更
・　第５条第１項の二十に「資格試験センター準備室」を追加、二十第１号に「指定試験機関認可の準備に関すること」、第２号に「主任者登録事務の準備に関すること」、第３号に「登録講習の準備に関すること」を追加